甲府市安全・安心ボランティア団体補助金交付要綱

平成 25 年 10 月 1 日 企第 3 号

(趣旨)

第1 この要綱は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、自主防犯ボランティア団体の育成・支援を行い、継続的な活動を促進し、地域防犯力の向上を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、甲府市補助金等交付規則(昭和38年11月規則第50号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 自主防犯ボランティア団体 甲府市に安全・安心ボランティアとして登録し、自主的かつ継続的に市内で防犯活動を行う団体をいう。
 - (2) 自主防犯活動 地域においてパトロール、児童の登下校時の見守りその 他市長が適当と認める活動を継続的に実施するものをいう。
 - (3) 青色防犯パトロール 青色回転灯を装備した車両を使用して防犯パトロールを行うことを山梨県警察本部長から認められた自主防犯ボランティア 団体が、青色回転灯を装備した車両で巡回して行う活動をいう。

(補助対象団体等)

- 第3 補助金の交付対象団体は、防犯知識の普及、防犯意識の啓発及び防犯パトロールを実施する自主防犯ボランティア団体で、10人以上で構成され、週2日以上防犯活動を行う団体のうち、市長が認めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動及び団体は、 補助の対象としない。
- (1) 当該補助金の交付を受け、交付年度から起算して5年以内の団体。ただし、青色防犯パトロールを実施している団体については、その活動に係る活動費に限り毎年度交付の対象とする。
- (2) 補助金の交付を受けようとする年度において、本市から防犯活動に関する他の補助金の交付を受けている団体又は予定している団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団であるもの。
- (4) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員(法第2条第6号に 規定する暴力団員をいう。)に該当する者があるもの
- (5) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの
- (6) 営利を目的とする活動

- (7) 宗教活動を主たる目的とする活動
- (8) 政治上の主義の推進、支持又は反対を主たる目的とする活動
- (9) その他市長が適当でないと認める団体

(補助対象経費)

- 第4 補助金の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。
 - (1) 防犯物品購入費 防犯パトロールに使用する帽子、ジャンパー、ベスト、のぼり旗、誘導灯、防犯ブザー、懐中電灯その他市長が防犯活動にふさわしいと認めた物品の購入に要する経費
 - (2) 青色防犯パトロール活動費 青色防犯パトロールを行う際に使用する青色回転灯を装備した車両に係る燃料費

(補助金の額)

- 第5 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で別表のとおりとする。
- 2 市長は、申請書の補助金の額が年度の予算を超えると認められるときは、 当該年度の補助金交付申請の受付を中止するものとする。

(交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする団体は、甲府市安全・安心ボランティア 団体補助金交付申請書(第1号様式)及び添付書類のほか、市長が必要と認 める書類を添え、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

- 第7 市長は、補助金の交付の申請があったときは、書類内容等について審査 し、補助金を交付すべきものと認めたときは、甲府市安全・安心ボランティア 団体補助金交付決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとす る。
- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、甲府市安全・安心ボランティア団体補助金不交付決定通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付)

第8 補助金の交付は、概算払とする。

(実績報告書)

- 第9 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したとき、遅滞なく甲府市 安全・安心ボランティア団体補助事業実績報告書(第4号様式)及び添付書類 のほか、市長が必要と認める書類を添え、市長に提出しなければならない。 (補助金の返還)
- 第10 市長は、補助金を受けた者が次の各号に該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) 申請書及びその添付書類等に虚偽の事実を記載し、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の使途が不適当なとき。
 - (3) 正当な理由がなく、実績報告書を提出しなかったとき。

(4) その他、この要綱に違反したとき。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

別表

補助金の種類	補助金の額
防犯物品購入費	防犯物品購入費に2分の1を乗じて得た額で、団
	体構成員数に応じた限度額の範囲内とする。ただし、
	補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合
	には、その端数を切り捨てた額とする。
	【限度額】
	構成員数が10人以上、50人未満の団体
	3 万円
	構成員数が50人以上、100人未満の団体
	4 万円
	構成員数が100人以上、200人未満の団体
	6 万円
	構成員数が200人以上の団体
	8 万円
青色防犯パトロール	活動月数に2,500円を乗じた金額とし、1団
活動費	体当たり、青色回転灯パトロールカーの活動台数に
	かかわらず、3万円を限度とする。
	(活動月数とは、補助対象団体が、ひと月に16時
	間以上、青色防犯パトロールを行った月をいう。)